

子ども医療費の給付対象を拡大

拡大前 資格有効期間 : 満15歳に達する年度末まで



平成31年4月1日から、子ども医療費の給付対象を

満18歳に達する年度末までに拡大しました。

※ただし、次のいずれかに該当する人は対象外です。

- ・ 社会保険の本人である人
- ・ 所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人

有効期間を変更した、新しい「子ども医療費受給資格者証」について

- ・ 新しい資格者証は、有効期限を満18歳に達した日以降の3月31日に変更しています。
- ・ 新しい資格者証は、平成31年4月1日以降にご利用ください。
- ・ ご利用方法は、従来と変更ありません。岡山県内の医療機関を利用する際に、資格者証を提示してください。
- ・ 子ども医療費給付対象に該当するお子さんのうち、「ひとり親家庭等医療費受給資格証」(黄色の資格証)をお持ちの方は、4月1日以降、使用できませんので、破棄してください。子ども医療費制度が優先です。(保護者の方の黄色の資格証は、引き続きご利用いただけます。)
- ・ 資格者証の記載内容に、誤りや変更がある場合は、ご連絡ください。
- ・ 給付対象に該当する方で、お手元に資格者証が無い方は、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

井原市 子育て支援課

TEL : 0866 - 62 - 9517

平成31年(2019年)4月 作成